

明るく元気なまちづくりを目指して
地区運動会を開催

11月初旬、秋晴れの中、小原地区、池野辺地区、福原地区でそれぞれ地区運動会や体育祭が開催されました。

これらの運動会等は、「家族そろって参加しよう」「みんなで協力し楽しくやろう」をテーマに明るく元気な地域づくりを目指し、毎年開催されているものです。同様に春に実施している地区もあります。

当日は、大人から子どもまで楽しく競技しながら、地域の連携や親睦を深める1日となりました。



第30回小原体育祭(11/1)
種目 自転車遅乗り競争



第86回福原地区運動会(11/3)
種目 ムーンサルト 86



第23回池野辺地区運動会(11/1)
種目 心を合わせて

税制改正
のお知らせ

新築・購入等で住宅ローンを組んでいる方へ

●新たな市・県民税における住宅ローン控除について

現在の厳しい経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化し、景気回復の突破口にしようという狙いから、住宅ローン減税制度について、所得税における最大控除可能額が過去最大規模(最高50万円)に引き上げられました。また、中低所得者層の方への実効的な負担軽減となるよう、所得税から控除しきれなかった額を市・県民税で税額控除することになりました。

平成21年から平成25年までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の市・県民税において住宅ローン控除(最高控除額97,500円)が適用されます。

※所得税の確定申告や年末調整の手続きは必要です。
※確定申告書や給与支払報告書を基に、市県民税の控除額を計算します。
※市・県民税の住宅ローン控除申告書の提出は不要です。

●税源移譲の経過措置としての市・県民税の住宅ローン控除について

平成11年から平成18年までの間に入居した方についても、市・県民税の住宅ローン控除申告書の提出は不要となりました。

※確定申告や年末調整の手続きは、今までと変わらず必要です。
※平成19年・20年中に入居した方については、所得税の住宅ローン控除期間を選択できる特例措置がありましたので、市・県民税の住宅ローン控除は適用されません。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/090929.html

【問合せ】税務課 内線 112・113